

令和7年度 剰余金処分

1 剰余金処分案の基本的な考え方

新学協は、非営利を目的とした生活協同組合であり、事業活動の結果として得られた剰余は組合員に還元することを原則としている。また、一方で事業体という観点から見ると、自己資本率を高め、財政的な基盤の強化を図るために剰余を一定割合で内部留保する必要がある。これらを踏まえ、剰余金処分方法については組合員への還元を第一義的事項として考えながら、計画的な内部留保も勘案しつつ、剰余金処分案を作成している。

2 剰余金処分類

I	当期末処分剰余金		24,387,265 円
II	剰余金処分類		
1	法定準備金	11,300,000 円	
2	利用分量割戻金	7,065,592 円	
3	出資配当金	628,210 円	18,993,802 円
III	次期繰越剰余金		5,393,463 円

◇剰余金処分に関する注記

1 法定準備金

生協法第51条の4第1項及び定款第75条の規定により、当期剰余金の10%以上を出資総額に達するまで積み立てることが義務づけられている。1,130万円の積み増しをして累計で3億5,470万円とする。

2 利用分量割戻金の算定基準

供給1、供給2、ガソリン利用額（税抜き）の0.78%とする。対象となる利用額は供給1：134,171,084円、供給2：148,028,202円、ガソリン：568,764,481円である。

なお、還付する際には、消費税を付加して還付する。

3 出資配当金の算定基準

期末出資金の0.12%（所得税20%及び復興特別所得税0.42%を含む）とする。

なお、対象となる出資金額は530,167,000円である。

4 1円未満の取り扱い

各組合員の利用分量割戻金及び出資配当金に1円未満の端数が生じたときは、定款第80条の規定により切り捨てるものとする。

5 次期繰越剰余金

生協法第51条の4第4項及び定款第76条に規定する教育事業繰越金（当期剰余金の5%以上）として、100万円を含む。

3 還付方法

利用分量割戻金及び出資配当金については、出資金に繰り入れる。ただし、出資金1口500円に満たない金額は預り金とする。（平成22年度分以降はすべて増資のみの取り扱いとしている）

なお、令和8年10月30日までに本部へ申し出をいただければ、令和7年度分利用分量割戻金及び出資配当金について本部事務所にて現金で還付する。